

九州事務所の業務の概要

令和7年（2025年）7月版

－目次－

1	九州事務所の概要	1頁
2	独占禁止法関係業務	2頁
3	下請法関係業務	9頁
4	フリーランス法関係業務	12頁
5	景品表示法関係業務	14頁
6	政策連携関係業務	19頁
7	広報・広聴関係業務	21頁



公正取引委員会事務総局九州事務所

TEL:092-431-5881(代表)

https://www.jftc.go.jp/regional_office/kyusyu/

※九州事務所のホームページは
右のQRコードから御覧いただけます。

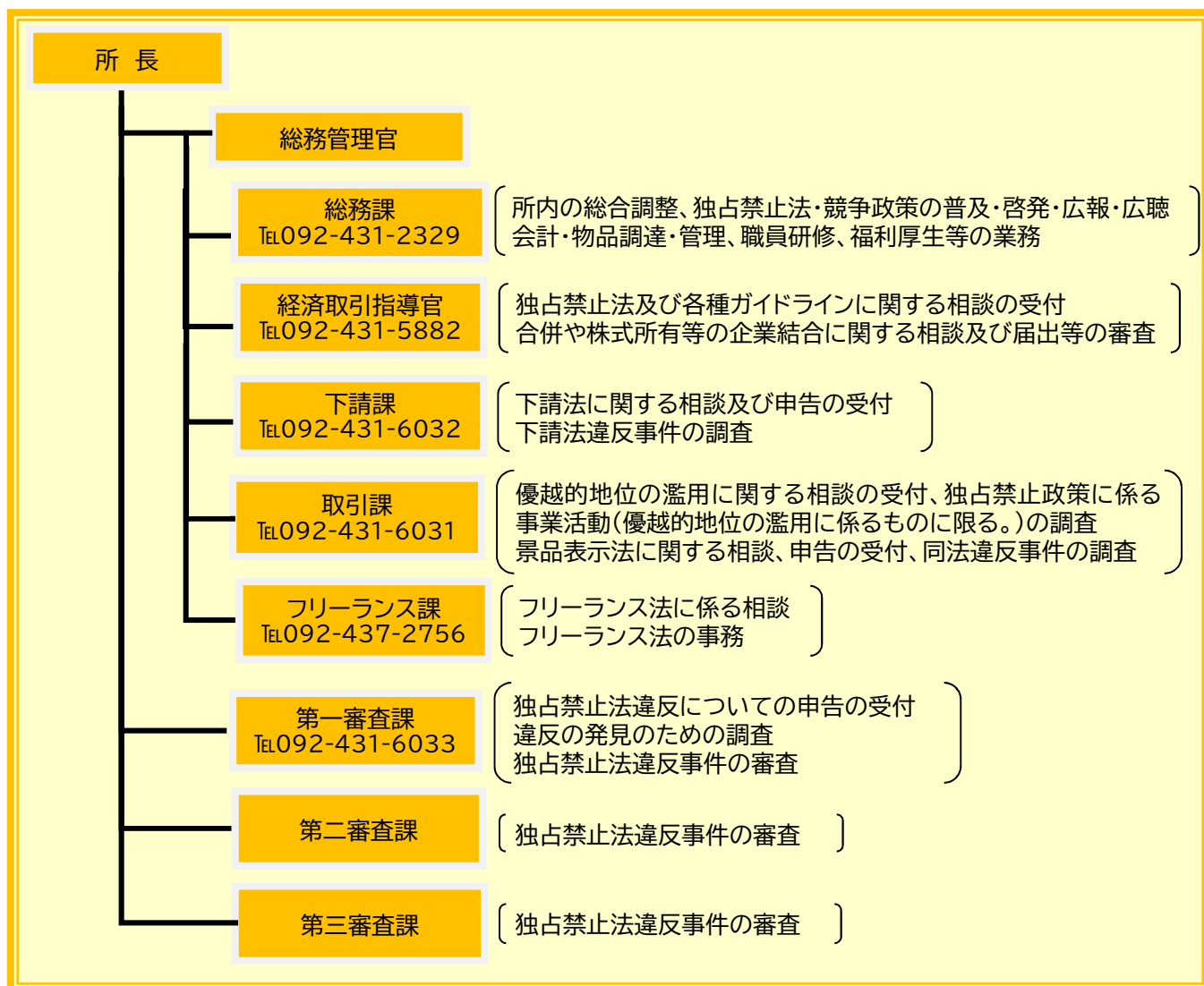


1 九州事務所の概要

(1) 組織及び業務内容

九州事務所は、九州7県(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎及び鹿児島)の各県を管轄区域として、独占禁止法、下請法等の運用を行っている公正取引委員会事務総局の地方機関です。

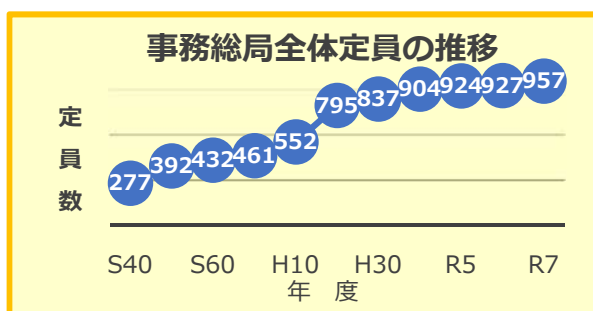
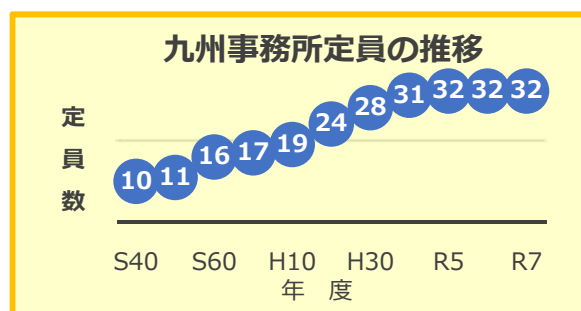
九州事務所の組織及び業務内容は次のとおりです。



(2) 定員の推移

九州事務所は、昭和23年9月10日に設置(当時の名称は「福岡地方事務所」)され、公正取引委員会の役割の重要性の高まりとともに、順次、定員の充実が図られています。

令和7年度の定員は32名です(事務総局全体では957名)。



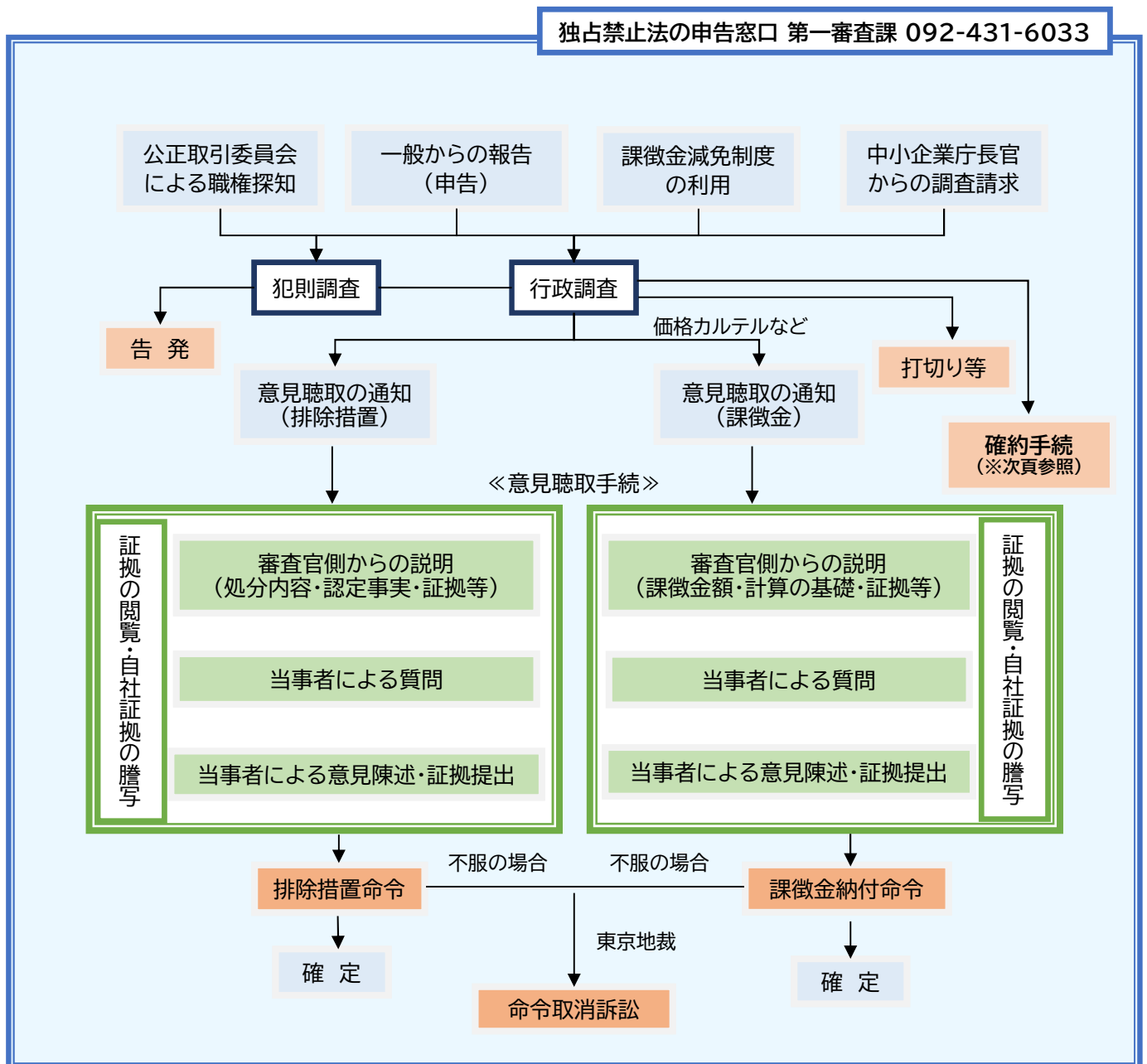
2 独占禁止法関係業務

独占禁止法は、「公正かつ自由な競争」を促進するため、私的独占、カルテル及び不公正な取引方法を禁止しています。

公正取引委員会は、迅速かつ実効性のある事件審査を行うとの基本方針の下、国民生活に影響の大きい価格カルテル・入札談合・受注調整、中小事業者等に不当に不利益をもたらす優越的地位の濫用や不当廉売などに厳正かつ積極的に対処することとしています。

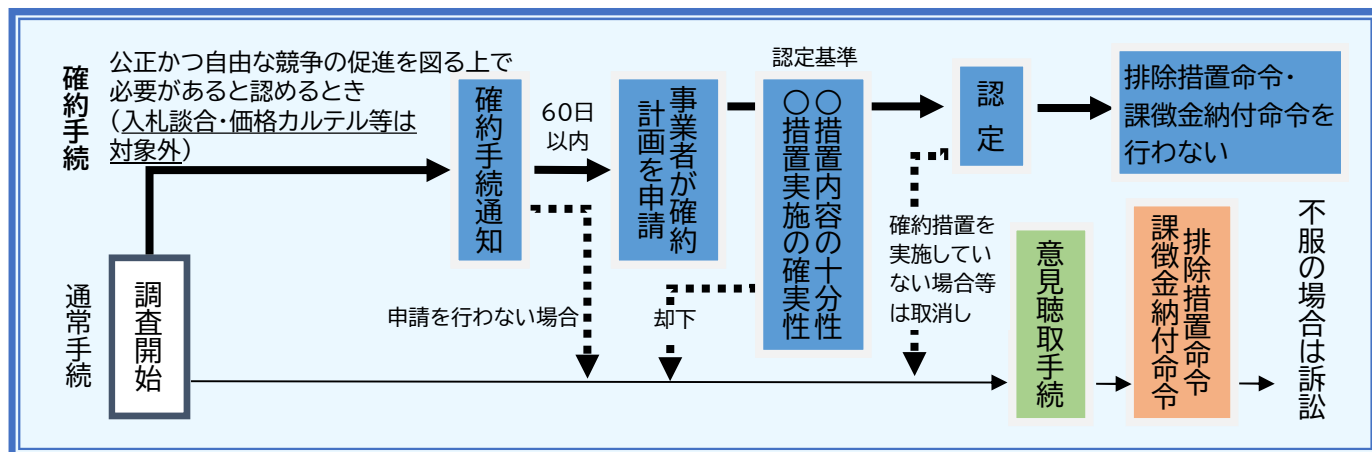
(1) 独占禁止法違反事件の処理手続

独占禁止法違反事件の処理手続は下図のとおりです。



※ 確約手続の流れ

確約手続とは、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との間の合意により解決するための手続で、競争上の問題を早期に是正し、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものです。



(2) 九州地区における独占禁止法違反事件等の処理状況

ア 違反事件等処理件数の状況

最近の5年間における九州地区の独占禁止法違反事件等の処理状況は、下表のとおりです。

(※不当廉売事案で迅速処理したもの及び優越的地位の濫用事案で注意したものは除きます)

年度 処理	R2	R3	R4	R5	R6	(単位:件)
法的措置	0	0	3	1	3	
警告	0	0	0	0	1	
注意	4	4	6	2	3	
打切り	0	0	0	1	1	
合計	4	4	9	4	8	

イ 法的措置等(警告、排除措置命令、課徴金納付命令、確約計画の認定)

違反事業者等	事件の概要	措置
製造販売業者 【福岡県】	(株)九州シジシーは、遅くとも令和3年4月以降、「CGC」のブランドを付すなどした食料品、日用品等の商品の一部について、九州地区及び沖縄県に所在する取引先小売業者等(以下「取引先小売業者」という。)に対して、下限売価(取引先小売業者が小売販売する際の下限の価格をいう。)を示し、当該下限売価について取引先小売業者から同意を得るとともに、取引先小売業者が下限売価を下回る価格で販売している場合には販売価格を下限売価以上に引き上げるように要請するなどして、下限売価以上で販売するようにさせている疑いがある。 【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	警告 R7.3.18

違反事業者等	事件の概要	措 置
家具の卸売業者 【福岡県】	(株)関家具は、遅くとも令和2年2月頃以降、次の行為を行うことにより、取引先小売業者に「Ergohuman」の商標が付された椅子(以下「エルゴヒューマン」という。)を関家具が定めた「参考売価」と称する小売価格(以下「参考売価」という。)で販売するようにさせていた。 ア エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨に同意した取引先小売業者にのみ販売する方針に基づき、エルゴヒューマンの取引を新たに開始する取引先小売業者からは、エルゴヒューマンを参考売価で販売する旨の同意を得るとともに、エルゴヒューマンの参考売価を引き上げる際には、その都度、取引先小売業者から、引上げ後の参考売価でエルゴヒューマンを販売する旨の同意を得ていた。 イ 取引先小売業者のインターネット上におけるエルゴヒューマンの販売価格を監視すること及び取引先小売業者から参考売価を下回る価格でのエルゴヒューマンの販売(以下「値引き販売」という。)を行っている他の取引先小売業者に関する苦情を受けることにより、値引き販売を行っている取引先小売業者が判明した場合、当該取引先小売業者に、参考売価で販売するよう要請していた。 ウ 前記イの要請にもかかわらず値引き販売を継続した取引先小売業者に対しては、エルゴヒューマンの出荷価格の引上げを行うなどしていた。 【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	排除措置命令 R6.12.19
漁業協同組合連合会 【福岡県】	漁業協同組合連合会(以下「漁連」という。)は、漁協(注1)を通じて、生産者(注2)から乾海苔の販売を受託し、当該乾海苔を、自らが実施する乾海苔の入札により指定商社(注3)に販売しているところ、次の行為を行っている。 ア 漁協を通じて、生産者に対し、生産した乾海苔の全量を生産者が所属する漁協に出荷する旨の条件を定めた誓約書に記名押印させるとともに、当該誓約書に定めた条件を遵守するよう要請している。 イ 漁協に対し、生産者から集荷した乾海苔の全量を自らに出荷する旨の条件を覚書として定めるとともに、当該覚書に定めた条件を遵守するよう要請している。 ウ 指定商社に対し、自らが実施する入札に付した乾海苔以外に、生産者が生産した乾海苔の買付けを行わない旨の条件を、自らが構成員となっている協議会(以下単に「協議会」という。)(注4)において書面により定めるとともに、書面に定めた条件を遵守するよう要請している。 エ 自らが構成員となっている九州共販協議会において、自らが実施する入札に付したものの、最も高い入札価格が基準価格(注5)に満たなかった乾海苔について、当該乾海苔を生産した生産者の意向を確認することなく、当該乾海苔を処分することとしている。	確約計画の認定 R5.6.27

違反事業者等	事件の概要	措 置
	(注1)漁連の会員である漁業協同組合であって所属組合員に乾海苔を生産する者がいる漁業協同組合をいう(特定の漁業協同組合を除く)。 (注2)漁協の所属組合員のうち乾海苔を生産する者をいう。 (注3)漁連が実施する乾海苔の入札に参加する事業者をいう。 (注4)福岡県等の区域内で乾海苔の販売事業を行う漁業協同組合連合会等を会員とした任意団体。 (注5)漁連が年度ごとに設定する乾海苔1枚当たりの最低落札価格をいう。 【不公正な取引方法の禁止(排他条件付取引又は拘束条件付取引)】	
電気事業者 [福岡県]	電気事業者が、互いに、相手方の供給区域において順次実施される官公庁入札等で安値による電気料金の提示を制限することを合意していた。 【不当な取引制限の禁止(市場分割カルテル)】 ※課徴金の額は、27億6223万円	排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.30
医薬品卸売業者 [福岡県、大分県、 熊本県]	独立行政法人国立病院機構発注の九州エリアに所在する病院が調達する医薬品の入札参加業者らが、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。 【不当な取引制限の禁止(入札談合)】 ※課徴金の額は、6億2728万円	排除措置命令 課徴金納付命令 R5.3.24
食料品製造業者 [福岡県]	食料品製造業者は、同社が販売する即席めん等(以下「特定即席めん等」という。)に関し、自ら又は取引先卸売業者を通じて小売業者に販売しているところ、遅くとも平成30年1月以降、特定即席めん等の商品ごとに希望小売価格を定めた上で(以下当該商品ごとに定められた希望小売価格を「特定希望小売価格」という。)、当該商品が小売業者において販売される態様(同一の商品を複数まとめる場合又は異なる商品を組み合わせる場合を含む。)にかかわらず ア 当該商品の購入を希望する小売業者に対し、特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請し、これに同意した小売業者に イ 取引先卸売業者をしてその取引先である当該商品の購入を希望する小売業者に特定希望小売価格から割引した価格による販売を行わないよう要請させ、これに同意した小売業者への販売を行うことになる当該取引先卸売業者に 当該商品をそれぞれ供給している。 【不公正な取引方法の禁止(再販売価格の拘束)】	確約計画の認定 R4.5.19

違反事業者等	事件の概要	措 置
農業協同組合 [大分県]	こねぎの共同販売において、農業協同組合以外に出荷したことを理由に、こねぎの部会を除名された組合員に対し、こねぎに係る共同販売事業及び集出荷施設を利用させていなかった。 【不正な取引方法の禁止(取引条件等の差別取扱い)】	排除措置命令 H30.2.23
小売業者 [佐賀県] (ディスカウント ストア)	正常な商慣習に照らして不当に、特定納入業者に対し、従業員等の派遣や金銭の提供をさせていた。 【不正な取引方法の禁止(優越的地位の濫用行為)】 ※課徴金の額は、12億7416万円	排除措置命令 課徴金納付命令 H26.6.5

公正取引委員会は、令和6年12月19日、株式会社関家具に対し、独占禁止法第19条(同法第2条第9項第4号(再販売価格の拘束))の規定に違反する行為を行っていたものとして、独占禁止法の規定に基づき排除措置命令を行いました。

株式会社関家具に対する排除措置命令について(違反行為の概要)

株式会社関家具は、次の(1)～(3)の行為を行うことにより、小売業者にエルゴヒューマンを参考売価(※)で販売するようにさせていた。

※関家具が定めた小売価格



(1) 小売業者から参考売価で販売する旨の同意を得る



(2) - 1 ①インターネット上における販売価格を監視すること ②小売業者からの情報を受けることにより、値引き販売をしている小売業者を把握する



(2) - 2 (2)-1で把握した値引き販売をしている小売業者に参考売価での販売を要請する



(3) (2)-2の要請をした後も値引き販売を継続している小売業者への出荷価格を引き上げる



ウ 独占禁止法違反につながるおそれがあるとして注意をした最近の事案

事案の概要	
農業協同組合Cは、組合員に対し、共同利用施設の利用条件として、収穫した農産物の全量をCに出荷することを契約により義務付けていた。	【排他条件付取引、拘束条件付取引】
漁業協同組合連合会及び漁業協同組合を会員とする団体Dは、各会員が実施する入札を通じて販売される水産物の最低落札価格を決定していた。	【団体による価格決定】
漁業協同組合Eは、組合員に対し、漁獲した水産物の全量を出荷するよう要請していた。	【排他条件付取引、拘束条件付取引】

エ 優越的地位の濫用事案の処理

公正取引委員会は、優越的地位の濫用に係る情報に接した場合には、効率的かつ効果的な調査を行い、独占禁止法違反につながるおそれのある行為が認められた場合には、未然防止の観点から注意するほか、独占禁止法違反が認められた場合は厳正に対処することとしています。令和6年度において九州地区では2件の注意を行いました。概要は次のとおりです。

注意事案の概要	
農産物の販売事業等を営むAは、運送業務を委託する物流事業者に対し、発注内容に含まれていない積み込み及び荷卸し作業を行わせていたにもかかわらず、当該作業に必要な費用を支払っていなかった。	
鋼材等の卸売業等を営むBは、運送業務を委託する物流事業者に対し、あらかじめ書面で合意することなく、支払うべき運賃の額から振込手数料相当額を差し引いて支払っていた。	

オ 不当廉売事案の迅速処理

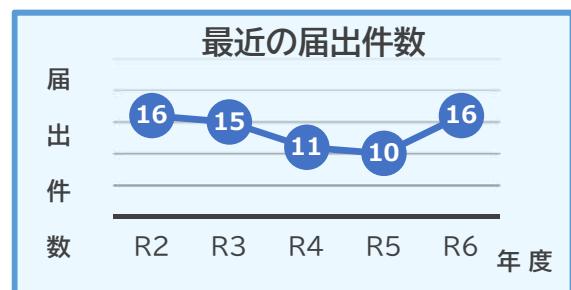
公正取引委員会は、申告のあった小売業に係る不当廉売事案については、迅速に処理するとの方針の下で対処しているほか、大規模事業者による不当廉売等周辺の販売業者に対する影響が大きいと考えられる事案については厳正に対処することとしています。令和6年度、九州地区においては、酒類、石油製品等の小売業について、15件の注意を行いました。

届出のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(3) 中小企業等協同組合法第7条第3項に基づく届出に関する処理状況

中小企業等協同組合法に基づき設立された事業協同組合及び信用協同組合は、組合に大規模事業者が加入した場合又は組合員が大規模事業者になった場合には、その日から30日以内に公正取引委員会に届け出ることとされています。

九州地区の最近の届出の状況は、右図のとおりです。

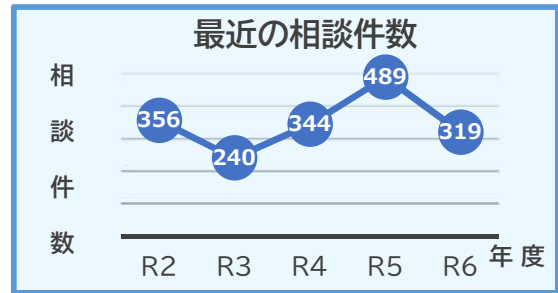


(4) 相談

ア 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、独占禁止法等に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



イ 独占禁止法相談ネットワーク

商工会議所及び商工会と連携して独占禁止法相談窓口を設置し、中小事業者等が独占禁止法に関する苦情・相談をより容易にできるようにするとともに、寄せられた苦情・相談を公正取引委員会に連絡し、その迅速・的確な処理を行う目的で平成10年から独占禁止法相談ネットワークを構築しています。このネットワークが有効に働くように、毎年、商工会議所等主催の経営指導員研修会に職員を講師として派遣し、独占禁止法等の説明を行っています。

事業者団体に対する独占禁止法説明会、発注官庁向けの研修会のお問い合わせ先 経済取引指導官 092-431-5882

(5) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 事業者団体等に対する説明会、研修会等の開催

独占禁止法違反の未然防止の観点から、独占禁止法の説明会を開催するとともに、事業者団体や地方公共団体等が主催する独占禁止法等の説明会等へ当事務所の職員を講師として派遣しています。

九州地区では、令和6年度は独占禁止法に関する説明会等を37回実施しました。このほか令和6年度は、働き方改革等の課題について、各地域で地方公共団体や労使を交えて話し合う場として、全都道府県に設置されている「地方版政労使会議」について、令和7年1月から2月にかけて開催された九州地区の同会議に出席し、「適正な価格転嫁の実現に向けた取組」の説明を行いました。

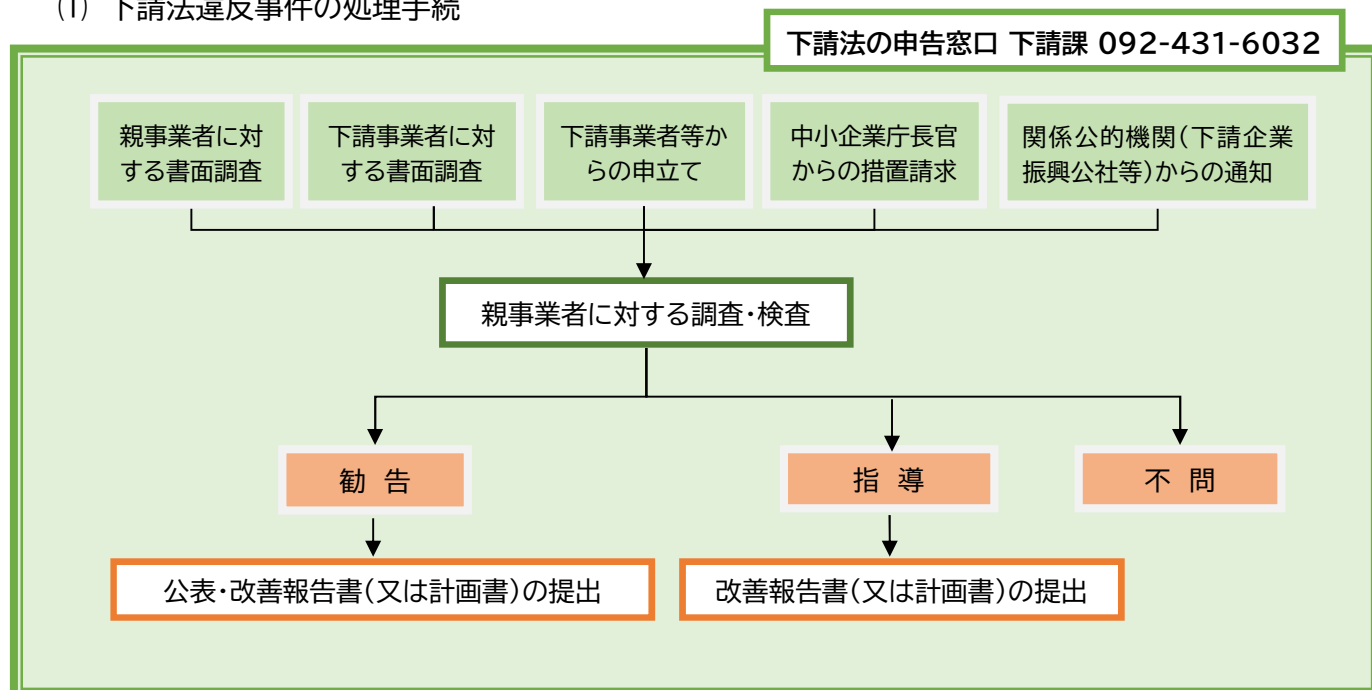
イ 入札談合に関する発注官庁等との協力・研修

入札談合の排除や未然防止をより一層徹底するためには、発注官庁等の取組が極めて重要です。このような観点から、公正取引委員会では、入札談合等関与行為防止法に関する研修会等を36回実施することにより、発注官庁等との連携・協力体制の整備を図るとともに、独占禁止法・入札談合等関与行為防止法の周知に努めています。

3 下請法関係業務

下請法は、下請取引の公正化・下請事業者の利益保護を図るため、下請代金の支払遅延、減額、返品等の親事業者の不当な行為を禁止しています。

(1) 下請法違反事件の処理手続

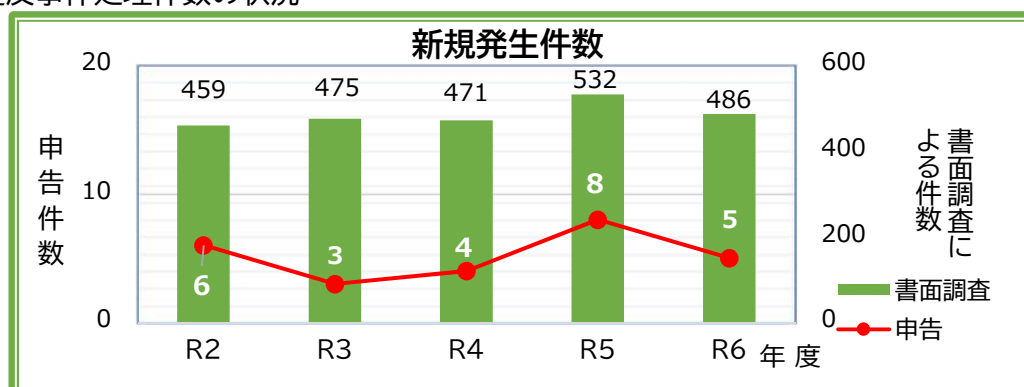


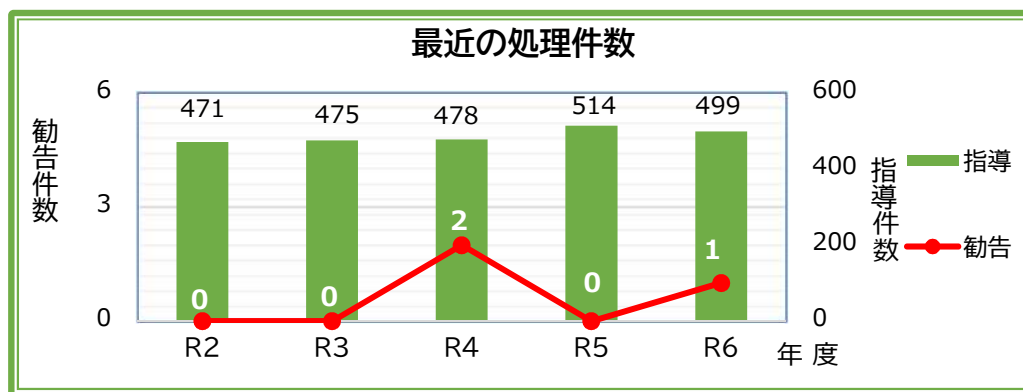
(2) 九州地区における下請法違反事件の処理状況

ア 書面調査の状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいいため、親事業者及び下請事業者を対象に定期的な書面調査を実施しています。令和6年度において、九州地区では親事業者6,100名及び下請事業者22,548名を対象に実施しました。

イ 違反事件処理件数の状況





ウ 主な下請法違反事件

違反事業者等	事件の概要	措置
自動車の販売業者[大分県]	自社が請け負う自動車の修理の顧客に代車として貸し出すために、下請事業者に対し、合計25台の自動車が無償で提供させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者8名に対し、合計25台の自動車(総額853万6123円相当)を無償で提供させていた。	勧告 R7.4.24
自動車部品の製造販売業者[福岡県]	自社等が所有する金型、治具及び検具(以下「金型等」という。)を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する自動車部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、金型等を無償で保管させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者16名に対し、合計3,733個の金型等(総額2914万951円相当)を無償で保管させていた。	勧告 R7.3.7
日用雑貨品、家具等の販売業者[福岡県]	下請事業者から日用雑貨品、家具等(以下「商品」という。)を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、当該商品を引き取らせていた。 【返品禁止】 ※下請事業者181名に対し、総額4042万6744円相当の商品を返品	勧告 R5.3.29
発電用バルブの製造業者[福岡県]	自社が所有する木型及び金型(以下「木型等」という。)を貸与していたところ、当該木型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、木型等を無償で保管させていた。 【不当な経済上の利益の提供要請の禁止】 ※下請事業者9名に対し、合計330個の木型等(総額886万3668円相当)を無償で保管させていた。	勧告 R5.3.16
鋼材及び建材の卸売業者[福岡県]	「割引利息」(注)及び下請代金を下請事業者の金融機関口座に振り込む際に、自社が実際に金融機関に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から差し引いていた。 【下請代金の減額の禁止】 (注)下請代金の支払方法について、手形払から現金払に変更等したことに伴い徴収した金銭のこと。 ※下請事業者1,368名に対し、総額3641万4345円を減額	勧告 H30.6.15

事案の概要

半導体装置部品の製造を下請事業者に委託しているA社は、原材料費等の上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

【買いたたきの禁止】

結婚式における写真撮影等を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、正当な理由がないにもかかわらず、スポーツイベントの観戦チケットを購入させていた。

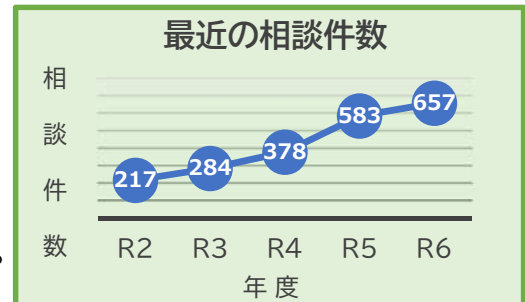
【購入利用強制の禁止】

下請法に関する相談先 下請課 092-431-6032

(3) 相談受付

公正取引委員会では、法運用に対する理解を深め、違反行為の未然防止を図るため、下請法に係る相談を受け付けています。

九州事務所における最近の相談件数は右図のとおりです。



下請法の相談・講習会等に関するお問い合わせ先
下請課 092-431-6032

(4) 違反行為の未然防止に向けた取組

ア 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施しています。

九州事務所では、令和6年度においては7回の講習を実施しました。

イ 下請取引適正化推進月間に関する取組

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信しました。

また、「下請取引適正化推進月間」を効果的にPRすることを目的として、キャンペーン標語についての一般公募を実施し、「賃上げと 労務費転嫁を 両輪に」を令和6年度の特選作品として選定しました。

ウ 事業者団体等が主催する説明会、研修会への講師派遣

下請法違反行為の未然防止の観点から、事業者団体や経済団体等が主催する説明会・研修会に当事務所の職員を講師として派遣しています。

令和6年度においては、九州事務所では事業者団体等へ66回の出講を実施しました。

エ 下請取引等改善協力委員

昭和40年以降、下請取引の事情に明るい有識者に下請取引等改善協力委員(21名)を委嘱し、同協力委員の方々から寄せられた意見や情報を下請法的確な運用に役立てています。

4 フリーランス法関係業務

フリーランス法は、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備等を目的として、令和5年4月28日に成立し、令和6年11月1日に施行されました。

公正取引委員会は、フリーランス法の周知等の法違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施するとともに、違反行為の発見に努め、違反行為が認められた業務委託事業者に対しては、迅速かつ適切に対処することとしています。

(1) 九州地区における違反事件等の処理状況

令和6年度においては、11件のフリーランス法違反被疑事件を処理し、このうち、6件について違反行為又は違反のおそれのある行為があると認め、指導を行いました。

事件の概要
広告業を営むA社は、翻訳等の広告関連の業務を特定受託事業者に委託しているが、直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する場所及び検査完了日を明示していなかった。また、報酬の額について、基本契約書において算定方法を明示しているが、個々の発注時において具体的な金額の確定後に速やかに金額を明示しておらず、更に共通事項(基本契約書)との関連性(参照元)を明示していなかった。 【取引条件の明示義務】
広告業を営むB社は、デザイン制作を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項を全く明示していなかった。 【取引条件の明示義務】
広告業を営むC社は、映像撮影業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託が開始された後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。また、報酬の支払期日を「納品完了後、60日以内に銀行振込。」と明示しており具体的な期日を特定していなかった。 【取引条件の明示義務・期日における報酬支払義務】
広告業を営むD社は、ラジオ原稿の制作を特定受託事業者に委託しているが、給付を受領した後に取引条件の明示を行っており、業務委託をした場合の明示を直ちに行っていなかった。 【取引条件の明示義務】
ゲームソフトウェア業を営むE社は、サーバー及びネットワーク機器の保守等の業務を特定受託事業者に委託しているが、報酬の支払期日を「2025年1月31日までに」と明示しており具体的な期日を特定していなかった。 【期日における報酬支払い義務】
受託開発ソフトウェア業を営むF社は、ウェブサイト制作業務を特定受託事業者に委託しているが、業務委託をした場合に直ちに明示が必要な事項のうち、給付を受領する期日及び場所を明示していなかった。また、報酬の支払期日を「毎月末日締切、翌々月末日支払」と設定しており、給付を受領した日から60日以内に報酬を支払わない場合、期日までの報酬支払義務違反となるおそれがあった。 【取引条件の明示義務・期日における報酬支払義務】

(2) 違反行為の未然防止に向けた取組

フリーランス法の相談・講習会等に関するお問い合わせ先
フリーランス課 092-437-2756

ア 普及・啓発

公正取引委員会は、フリーランス法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和6年度においては、合計8回の説明会を実施しました。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和6年度においては、職員を34回派遣しました。

説明会等の開催に当たっては、これらの説明会等のうち、福岡労働局とは2回、佐賀労働局とは2回、鹿児島労働局とは3回の合計7回について、それぞれ当該労働局とともに説明を行いました。

イ 相談

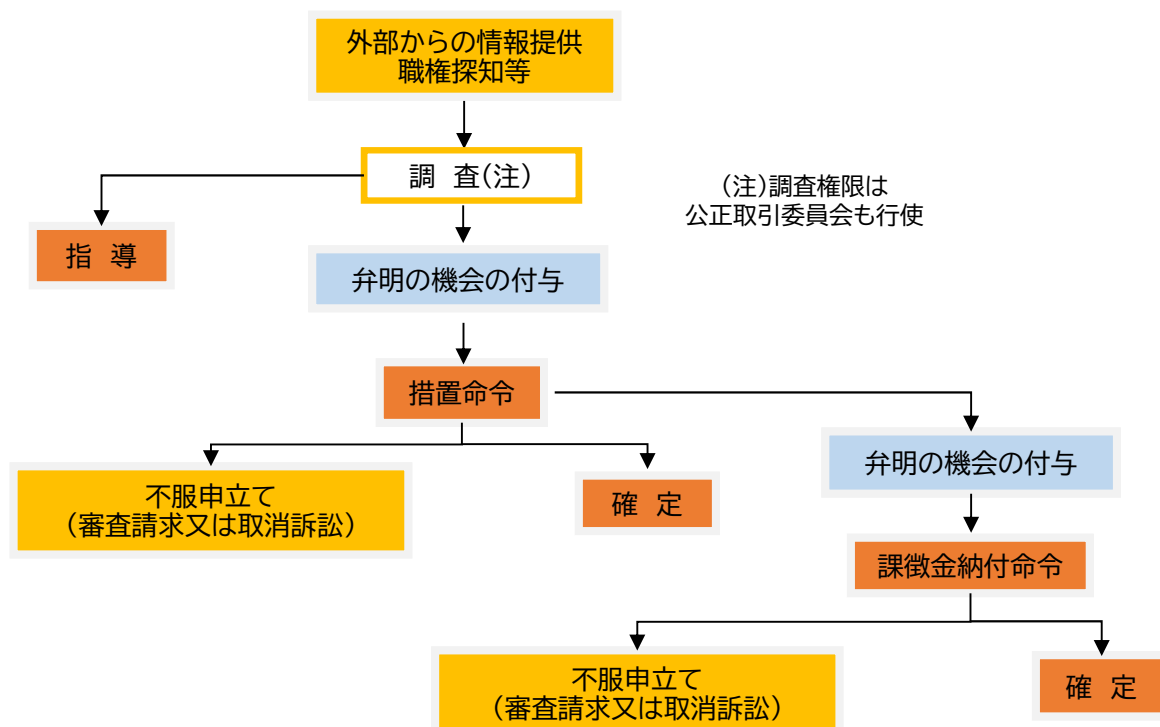
公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、フリーランス法に係る相談を受け付けています。令和6年度においては、166件の相談に対応しました。

5 景品表示法関係業務

景品表示法は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある不当な表示及び過大な景品類の提供を禁止しています。同法は、平成21年9月1日、消費者庁に移管されましたが、公正取引委員会は、消費者庁長官から景品表示法違反被疑事件に係る調査権限を委任され、必要な調査を行うとともに、相談への対応、講師派遣等を通じた同法の普及・啓発に取り組んでいます。

(1) 景品表示法違反事件の処理手続

景品表示法に係る御相談・申告窓口 取引課 092-431-6031



ア 違反事件の処理状況

(単位:件)

処理	年度	R2	R3	R4	R5	R6
措置命令	表示	0	5	1	3	0
	景品	0	0	0	0	0
課徴金納付命令	表示	1	0	0	1	0
指導	表示	4	9	3	5	2
	景品	0	0	0	0	0
合計	表示	5	14	4	9	2
	景品	0	0	0	0	0
	計	5	14	4	9	2

イ 主な景品表示法違反事件

違反事業者	事 件 の 概 要	措置				
太陽光発電システム機器等の販売施工業者① (福岡県)	太陽光発電システム機器等に係るNo. 1表示に関する不当表示 【対象商品・対象役務】 蓄電池を含む太陽光発電システム機器及びその導入に係る施工 【表示内容】 自社ウェブサイトにおいて、「No. 1 JMR アフターフォローも充実の太陽光発電蓄電池販売」、「No. 1 2022 JMR 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売」、等と表示することにより、あたかも、本件3項目①及び本件3項目②について、利用者又は知見等を有する者を対象に調査した結果において、本件商品等に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 <table><tr><th>本件3項目①</th><th>本件3項目②</th></tr><tr><td>① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売 ③ 知人に紹介したい蓄電池販売</td><td>① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 知人に紹介したい蓄電池販売 ③ 顧客満足度</td></tr></table> 【実際】 ① 表示の根拠となった調査は、本件3項目①及び本件3項目②について、回答者に対し、利用者か又は知見等を有する者かを確認することなく、調査会社が指定する事業者(違反事業者含む)の印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなかった。 ② 当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。	本件3項目①	本件3項目②	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売 ③ 知人に紹介したい蓄電池販売	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 知人に紹介したい蓄電池販売 ③ 顧客満足度	措置命令 R6.2.27 課徴金納付命令 R7.6.5
本件3項目①	本件3項目②					
① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 安心して導入できる太陽光発電・蓄電池販売 ③ 知人に紹介したい蓄電池販売	① アフターフォローも充実の太陽光発電・蓄電池販売 ② 知人に紹介したい蓄電池販売 ③ 顧客満足度					

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
太陽光発電システム機器等の販売施工業者② (福岡県)	太陽光発電システム機器等に係るNo. 1表示に関する不当表示 【対象商品・対象役務】 蓄電池を含む太陽光発電システム機器、「エコキュート」と称する給湯器及び電気温水器並びにその導入に係る施工 【表示内容】 自社ウェブサイトにおいて、「蓄電池 太陽光発電 エコキュート 電気温水器 九州エリア 口コミ満足度No. 1」、「信頼の3冠獲得 第1位」等と表示することにより、あたかも、九州地区内において、本件3項目について、利用者を対象に調査した結果において、本件商品等に係る順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 本件3項目 ・九州エリアの蓄電池 販売施工会社 口コミ満足度 ・九州エリアの太陽光発電 販売施工会社 口コミ満足度 ・九州エリアのエコキュート・電気温水器 販売施工会社 口コミ満足度 【実際】 ① 表示の根拠となった調査は、本件3項目について、回答者に対し、利用者かを確認することなく、調査会社が指定する、特定の10社（違反事業者含む）の各販売サイトの印象を問うものであり、客観的な調査に基づくものではなかった。 ② 当該表示は、当該調査結果を正確かつ適正に引用しているものではなかった。	措置命令 R6.2.27
通信販売業者 (福岡県)	ペット用サプリメントに係る白内障等を改善する効果及びNo. 1表示に関する不当表示 【表示内容①（ペット用サプリメントの効能に関する表示）】 ① 自社ウェブサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白濁した瞳が改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。 ② アフィリエイトサイトにおいて、本件商品を犬に摂取させることにより、犬の白内障が治る効果が得られるかのように示す表示をしていた。 【実際】 景品表示法第7条第2項の規定に基づき、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、提出された資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められないものであった。	措置命令 R5.6.14 課徴金納付命令 R6.3.26

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
通信販売業者 (福岡県)	【表示内容②（No. 1表示）】 自社ウェブサイトにおいて、「皆様に選ばれて 7冠達成!」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 口コミ人気」、「No. 1 日本トレンドリサーチ 愛犬のアイケアサプリ 品質満足度」等と表示することにより、あたかも、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する本件7項目(※)をそれぞれ客観的な調査方法で調査した結果において、本件商品に係る本件7項目の順位がそれぞれ第1位であるかのように示す表示をしていた。 ※本件7項目 ①食べさせやすさ ②愛犬家におすすめ ③初めてでも安心 ④口コミ人気 ⑤長く続けられる ⑥友人にすすめたい ⑦品質満足度 【実際】 リサーチ会社による調査は、本件7項目について、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関する各事業者のウェブサイトの印象を問うものであり、回答者の条件を付さずに、アンケートサイトの会員全員を対象に行われたものであって、本件商品及び他の事業者が販売する同種商品に関して本件7項目をそれぞれ客観的な調査方法で調査したものではなかった。 ※課徴金の額 1016万円	措置命令 R5.6.14 課徴金納付 命令 R6.3.26
通信販売業者 (鹿児島県)	サプリメントの成分の含有量に係る不当表示 【表示内容】 自社ウェブサイトにおいて、「主成分値 2カプセルあたり目安:ラクトフェリン濃縮物300mg」と表示するなど、あたかも、本件商品2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量は、300mgであるかのように示す表示をしていた。 【実際】 本件商品には、2カプセル(500mg)当たりのラクトフェリンの含有量が300mgを下回るものが含まれていた。	措置命令 R4.5.24

違反事業者	事 件 の 概 要	措置
美容脱毛事業者3社 (福岡県)	脱毛施術の提供価格に係る不当表示 【表示内容】 (A社及びB社) 自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIO含む全身脱毛62部位が月額1,409円」、「最短3カ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。 (C社) 自社ウェブサイトにおいて、「顔・VIOもできちゃう♪」、「月額1,409円で」、「全身脱毛62部位が最短3ヶ月で脱毛完了」等と表示するなど、あたかも、本件役務は最短3か月で62部位の脱毛が完了するものであって、3か月で62部位の脱毛が完了した場合の本件役務の対価の総額は4,227円であるかのように表示していた。 【実際】 3か月で62部位の脱毛が完了した場合であっても、本件役務の対価の総額は64,790円以上であった。	措置命令 R4.3.3
石油製品の販売事業者2社 (福岡県)	石油製品の販売価格に係る不当表示 【表示内容】 (A社) ガソリンスタンドの看板において、「レギュラー129」、「ハイオク139」及び「軽油109」と価格を表示するなど、あたかも、当該価格が消費税を含めた価格(以下「税込価格」という。)であるかのように表示していた。 (B社) ガソリンスタンドの看板において、「ハイオク148」、「レギュラー138」及び「軽油117」と価格を表示することにより、あたかも、当該価格が税込価格であるかのように表示していた。 【実際】 本件3商品の価格は消費税を含まない価格であって、税込価格ではなかった。なお、2社は、上記の表示について、「税別」と表示していたが、当該表示は小さな文字で記載されているものであること等から、一般消費者が上記の表示から受ける本件3商品の取引条件に関する認識を打ち消すものではない。	措置命令 R3.12.16

6 政策連携関係業務

ここでいう地域連携業務とは、九州事務所が九州地区の国の出先機関、地方自治体、各種団体等と連携して、九州地区の地域課題を一体的に解決するために、競争政策の推進及び独占禁止法等所管法令遵守の観点から取り組む業務をいいます。

九州においても、社会経済の急速な変化等に迅速かつ的確に対応するとともに、少子高齢化や過疎化などにより地域経済が抱える諸問題を解決していくことが行政分野を跨ぐ横断的課題となっています。

このような変化や諸問題に有効に取り組んでいくためには、政府一体の取組として対応すると同時に、九州地区においても、国の出先機関、地方自治体、各種団体等が連携して対応していくことが必要です。

九州事務所としては、九州地区の経済活性化等の諸課題(総合テーマ)の中には、競争政策の推進や独占禁止法等所管法令の遵守により効率的・効果的に解決可能な部分(競争イシュー)があると考えられることから、九州の各地域の商慣習や取引実態をよく調査し、これらを踏まえた上で、競争政策・独占禁止法上の論点・課題を抽出し、明示していくこと、さらには、それらの論点・課題について競争政策上の考え方やあるべき姿をわかりやすく提案するとともに、独占禁止法等所管法令の遵守のために必要な説明を広く行っていくことが重要と考えています。

このような考え方のもと、九州事務所においては、九州地区における国の出先機関、地方自治体、各種団体等と連携し、競争政策及び独占禁止法等所管法令の遵守の観点から、九州各地域における諸課題の解決に貢献する取組を進めています。

政策連携関係のお問い合わせ先 総務課 092-431-2329

(1) 地方版政労使会議

地方版政労使会議は、地域の雇用や労働環境の改善を目的として、政府機関、地方公共団体、労使団体等により構成され、賃上げへの取組を始めとした地域における重要な課題についての意見を交換する場です。

九州事務所は、オブザーバーとして参加し、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する取組について説明を行っています。

県名	開催日
福岡県	令和7年1月15日(水)
佐賀県	令和7年2月4日(火)
長崎県	令和7年2月6日(木)
熊本県	令和7年1月15日(水)
大分県	令和7年1月31日(金)
宮崎県	令和7年2月18日(火)
鹿児島県	令和7年2月17日(月)

(2) トラック協議会

トラック協議会は、運送業者や労働組合、政府機関などが一堂に会して、業界の現状や課題について話し合い、改善策を検討するための会議です。

九州事務所は、物流分野における取引の公正化のための取組(物流事業者に不当に不利益を与える行為の禁止及び労務費、エネルギーコスト等の上昇分の適正な価格転嫁)について説明を行っています。

県名	開催日
福岡県	令和7年3月18日(火)
佐賀県	令和7年3月19日(水)
長崎県	令和7年3月13日(木)
熊本県	令和7年3月10日(月)
大分県	令和7年2月27日(木)
宮崎県	令和7年4月22日(火)
鹿児島県	令和7年3月12日(水)

(3) 社会保険労務士会との懇談会

九州事務所は、働き方改革の推進に関連し、フリーランス取引について、適正化を図っていく観点から、九州各県に所在する社会保険労務士会との間で懇談会を実施し、各地区におけるフリーランスに対する業務委託の状況を把握するとともに、フリーランス法等関連法令の一層の周知や法令遵守の取組に係るアドバイスなどを行いました。

県名	開催日
福岡県	令和6年10月17日(木)
佐賀県	令和6年10月12日(土)
長崎県	令和6年10月15日(火)
熊本県	令和6年11月27日(水)
大分県	令和6年10月11日(金)
宮崎県	令和6年10月10日(木)
鹿児島県	令和6年12月19日(木)

(4) その他

ア 地方自治体との連携協定調印(令和7年2月19日(水))

九州事務所は、日南地域における独占禁止法等の普及啓発活動の一層の充実を図るため、日南市との間で「日南市における入札談合及び官製談合の未然防止等に関する連携協定」を締結しました。公正取引委員会の地方事務所等が地方公共団体との間で入札談合等の未然防止に関する連携協定を締結する事例は今回が初めてです。



イ 四省共同セミナー(令和7年3月6日(木))

九州事務所は、物流業界の現状と課題、関係法令、荷主の物流効率化の先進事例の紹介等を通じて、これからの物流の「在り方」を考える契機としていただくことを目的に、九州経済産業局・九州農政局・九州運輸局と連携して、荷主向け物流セミナーを開催しました。九州事務所からは物流取引公正化に向けた取組について説明を行いました。



ウ 公正取引デイ@都城市(令和7年6月13日(金))

九州事務所では、地域の経済活性化において競争政策が果たすべき役割を把握、検討する観点から、地場産業を支える企業との意見交換や自治体トップ層を交えた懇談会を実施しています。都城地区においては6月、「公正取引デイ@都城市」と題して、大手酒造メーカーとの意見交換や、都城市長を交えて都市計画、地域振興、観光業の推進などについて幅広く懇談しました。



7 広報・広聴関係業務

公正取引委員会では、競争政策や当委員会の活動に対する理解を深めていただくため、以下のとおり、様々な広報・広聴業務を行っています。

懇談会のお問い合わせ先 総務課 092-431-2329

(1) 有識者との懇談会の開催

競争政策について、より一層の理解を求めるとともに、各地域の実情や幅広い意見・要望を把握し、今後の競争政策の有効かつ適切な推進に資するため、毎年、全国各地域の有識者と当委員会の委員等との懇談会及び講演会を全国各都市において開催しています。

ア 全国各地域の有識者と公正取引委員会の委員等との懇談会

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
開催地	福岡市	長崎市(Web開催)	宮崎市(Web開催)	熊本市	佐賀市	鹿児島市
開催日	R1.12.6	R2.11.12	R3.12.3	R4.11.18	R5.12.6	R6.12.3

イ 九州各地の経済団体等と九州事務所長等との懇談会

前記アのほか、九州事務所長等と九州各地の経済団体等との懇談会を随時開催しています。

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
福岡	6/11	福岡県弁護士会	6/11	福岡県弁護士会	5/20	福岡県弁護士会
	9/22	九州大学法科大学院 (六本松法学継続教育オフィス)	6/17	行橋商工会議所	7/14	朝倉商工会議所
	1/24	九州北部税理士会 (福岡)	10/17	福岡県社会保険労務士会	7/15	福岡銀行協会
	1/29	大川商工会議所	11/13	福岡県経営者協会		
佐賀			2/3	大川商工会議所		
			3/18	久留米商工会議所		
	5/9	唐津商工会議所	8/6	佐賀県中小企業団体中央会		
	8/8	鳥栖商工会議所		佐賀県社会保険労務士会		
	8/30	佐賀県商工会連合会	10/12			
	9/20	佐賀県商工会連合会				
	10/19	武雄市商工会				
	11/15	佐賀県中小企業団体中央会				
長崎	12/5	佐賀県弁護士会				
	2/14	佐賀県商工会連合会				
	3/6	佐賀県経営者協会				
	7/6	佐々町商工会	10/15	長崎県社会保険労務士会		
	7/11	諫早商工会議所				
	8/29	壱岐市商工会				

	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
熊本	8/24 11/16 12/19 3/25	八代商工会議所 本渡商工会議所 宇土市商工会 南九州税理士会(熊本)	10/3 11/27	熊本県共同受注推進協議会 熊本県社会保険労務士会	6/12	人吉商工会議所
大分	7/24 12/19	大分県中小企業家同友会 大分県商工会連合会	10/11 11/14 11/19	大分県社会保険労務士会 大分商工会議所 大分県中小企業家同友会		
宮崎	5/29	西都商工会議所	10/10 1/21 2/19	宮崎県社会保険労務士会 宮崎県中小企業団体中央会 日南商工会議所	6/13	都城市有識者(都城市長、経済団体代表者等)
鹿児島	4/26 5/8 11/29 2/27	鹿児島大学司法政策教育研究センター 川内商工会議所 出水商工会議所 鹿児島県経営者協会	4/18 4/24 5/28 12/3 12/19	与論町商工会 鹿児島大学司法政策教育研究センター 鹿児島県中小企業家同友会 鹿児島県弁護士会 鹿児島県社会保険労務士会	4/23	鹿児島大学司法政策教育研究センター

(2) 独占禁止政策協力委員制度

競争政策への理解の促進と地域の経済社会の実情に即した政策運営を行うため、平成11年度から、独占禁止政策協力委員制度を設け、各協力委員から独占禁止法や公正取引委員会に対する意見・要望をいただき、それぞれの地区の経済実態に即した行政運営に活かしています。

九州地区では、各地域の経済問題等に明るい有識者の方(22名)に委嘱しています。

(3) 一日公正取引委員会の開催

九州事務所(福岡市所在)では、福岡市以外の都市における独占禁止法等の普及啓発活動や相談の一層の充実を図るため、平成16年度以降、「一日公正取引委員会」を開催しています。

この「一日公正取引委員会」では、独占禁止法、下請法の講演会、官製談合防止法研修会、消費者セミナー、中学生向け独占禁止法教室等を開催し、また、相談コーナーを設けて個別の相談に応じるとともに、広報パネルの展示を行っています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年 度	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6
開催地	熊本市	鹿児島市	大分市	佐賀市	長崎市	宮崎市	鹿児島市
開催日	H30. 2.6	H31. 2.1	R2. 2.13	R2. 12.15	R5. 2.2	R6. 2.21	R6. 12.5

※令和3年度は長崎市において開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、中止しました。

「一日公正取引委員会」の様様



(4) 消費者セミナー

平成22年度から、一般消費者の方々を対象に、独占禁止法、景品表示法、公正取引委員会の仕事についてクイズやゲームを用いながら分かりやすく説明する「消費者セミナー」を開催しています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

年 度	県	開催地	開催日
R3	大分	中津市	R3.7.20
	大分	九重町	R3.7.29
	熊本	玉名市	R3.12.9
	大分	日出町	R4.1.13
R4	鹿児島	奄美市	R4.6.10
	宮崎	WEB開催	R4.8.4
	福岡	大川市	R4.9.14
	長崎	五島市	R4.9.29
	福岡	北九州市	R4.11.19
	長崎	長崎市	R5.2.2
R5	熊本	玉名市	R5.6.22
	長崎	佐世保市	R5.7.11
	福岡	福岡市	R6.1.9
	熊本	熊本市	R6.1.27
	長崎	長崎市	R6.2.21
	宮崎	宮崎市	R6.2.21
R6	佐賀	佐賀市	R6.6.2
	宮崎	宮崎市	R6.6.20
	熊本	阿蘇市	R6.10.3
	福岡	福岡市	R6.10.25
	鹿児島	霧島市	R6.11.22
	鹿児島	鹿児島市	R6.12.5

「消費者セミナー」の様様



(5) 独占禁止法教室

将来を担う学生に対し、早い段階で独占禁止法の役割を理解してもらうために、全国各地の中学校等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています。

九州地区における最近の開催実績は次のとおりです。

()は開催年度

	中学校等	高等学校	大学
福岡	八女市立見崎中学校(R3) 福岡市立次郎丸中学校(R3、R4) 明治学園中学校(R5) 福岡県立門司学園中学校(R5) 福岡市立玄洋中学校(R5) 久留米市立諏訪中学校(R5) 下山門小学校(R6)	福岡県立小倉商業高等学校(R5、R6) クラーク記念国際高等学校(R7)	北九州市立大学(R3、R4、R5、R6、R7) 九州大学(R3、R4、R5) 西南学院大学(R4) 福岡大学(R4、R5) 九州工業大学(R6) 日本経済大学(R6) 福岡女子大学(R6)
佐賀			佐賀大学(R3、R4、R5(2)、R6)
長崎	西海市立大崎中学校(R4、R5) 佐世保市立崎辺中学校(R4) 活水中学校(R4) 平戸市立中野中学校(R5) 長崎県立諫早高等学校附属中学校(R5)		長崎大学(R4、R5、R6) 長崎県立大学(R6)
熊本	熊本学園大学付属中学校(R5)	甲佐高等学校(R4、R5、R6) 宇土高等学校(R5、R6) 鹿本高等学校(R5) 尚綱高等学校(R6) 必由館高等学校(R6) 熊本県立第一高等学校(R7)	熊本大学(R4、R5、R6) 熊本学園大学(R5、R6)
大分	宇佐市立長洲中学校(R3) 宇佐市立北部中学校(R5)		
宮崎	日向市立富島中学校(R3) 日之影町立日之影中学校(R4) 鵬翔中学校(R4、R5、R6) 日南市立吾田中学校(R6)	宮崎学園高等学校(R3、R4、R5、R6、R7) 宮崎商業高等学校(R4)	宮崎産業経営大学(R4、R5)
鹿児島	鹿児島市立鹿児島玉龍中学校(R4)	鹿児島南高等学校(R4、R5、R6) 鹿屋中央高等学校(R5) 鹿児島純心女子高等学校(R6)	志学館大学(R3、R4、R5、R6) 鹿児島大学(R4、R5、R6、R7) 鹿児島国際大学(R6)

授業の様様・中学生向けシミュレーションゲームの内容(一例)

1 クラスを携帯電話販売店グループと消費者グループに分ける

販売店
消費者

2 販売店グループはより消費者を獲得できる競争カードを選ぶ

5,000円値引き
2年間保証

3 A店は1万円値下げ、B店は20%ポイントなど販売方法を提示

シミュレーションゲーム ケーススタディ 公正取引委員会

販売店グループには、「〇円値下げ」「〇%ポイント」などの販売方法を提示し、消費者グループはどの販売方法が最も魅力的かを競います。

消費者は、どの販売方法が最も魅力的か投票を行います。

my phone
価格 5万円

販売方法	投票数	得票数
A店: 1万円値下げ		
B店: 20%ポイント		

4 消費者グループは販売方法を見て、どの店から買うか選択

C店から買いたい
A店から買いたい

(6) 学識経験者等との交流

学識経験者等で構成される「九州経済法研究会」が開催する例会に職員を講師として派遣するなど、競争政策について研究者等との交流に努めています。

【公正取引委員会YouTube】

独占禁止法や下請法等に関して分かりやすく説明した動画をアップしていますので、会社や団体での研修等に御活用ください。



やさしく解説・よくわかる下請法
講座～下請取引で困らないた
公正取引委員会チャンネル
3.1万 回視聴・4年前



ここに注目！フリーランス新法～フリー
ランスの皆様に向けて～



【公正取引委員会X(旧Twitter)及びFacebook】

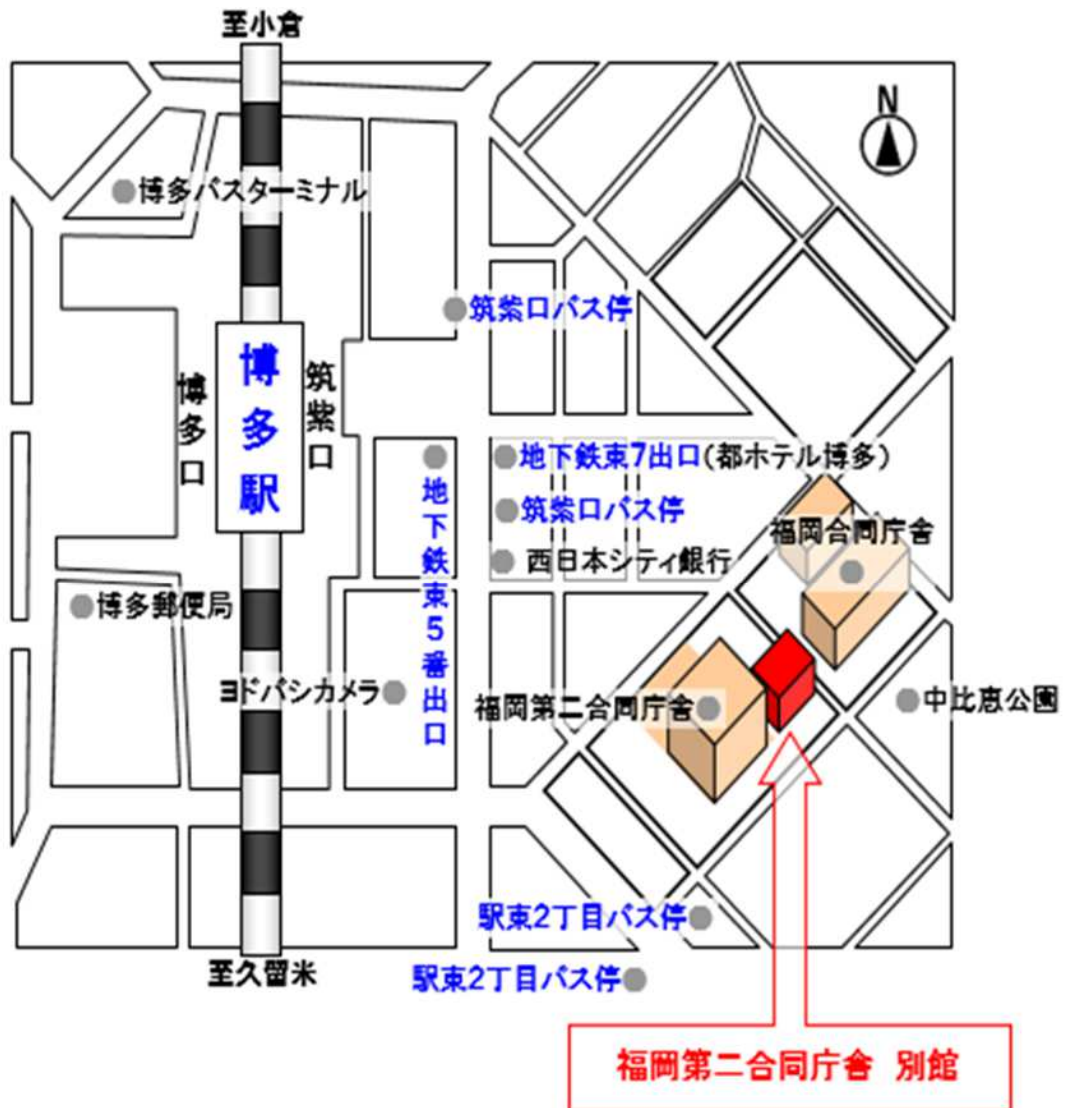
最新の情報をなるべく分かりやすく発信しています。御気軽に閲覧ください。



X @jftc



九州事務所案内図



公正取引委員会事務総局九州事務所

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎 別館2階

代表電話 092-431-5881

(令和7年(2025年)7月発行)